

竹の台地域委員会 「高齢」にかかわる勉強会 めざせ！ Happy100年人生
第18回 「実践編！ 両親の介護手続や財産管理の実際」 要旨

1 日 時：令和元年12月21日（土）13：30～15：00

2 場 所：たけのパーク フリースペース

3 参加者：14名

4 講 師：竹の台3丁目 森川 功一氏

5 主な内容

- ・「Happy100年人生」参加者である森川氏から、京都府に住んでいる両親のことで、勉強会の成果を活かしつつ、実際に行ってきた介護関係の手続や財産管理などについて、具体的・実践的なお話をきいた。

(1) 家の整理、ケアマネらとの調整、介護関係の手続

- ・大事なもののほど、どこかに片づけて思い出せない状態なので、いろいろと家探しをし、出てきたものを整理した。不要なものが多かったので、多くのものを処分した。
- ・忘れないように、「ごみの日」などを紙に書いて壁に貼ったり、薬を飲み忘れないようにカレンダーに貼ったりしている。
- ・父親は、以前から「要介護1」で、ケアマネについてもらっていた。月1回、ケアマネと1時間程度の打ち合わせをし、翌月の予定をたてるが、シートステイ（お泊り）については、4カ月先まで部屋を押さえる。
- ・介護度が変わったときや、受けるサービスが変わったときには、関係する施設の人や介護用品レンタル店の人がケアマネと一緒に来て、家族も交えたケア会議をする。
- ・介護認定の申請書は比較的簡単に書けた。申請すると、訪問調査の日を決める電話がかかり、当日は家族ともどもヒアリングや簡単な認知機能のテストを受ける。
- ・「医師の意見書」については、神戸市では、市から依頼すると聞いたが、こちらでは、申請者側が、かかりつけの医師に頼まなければならなかった。
- ・訪問調査や医師への依頼のときには、日頃の言動などをメモしておいて渡した。
- ・1か月から1か月半ほどで結果が通知され、「要介護」に認定されれば、支援事業所（神戸市でいう「笑顔の窓口」）と契約し、専属のケアマネについてもらう。
- ・このような手続を今年、2回（父親の介護度変更（→要介護3）と母親の新規申請（→要介護1））行い、現在、母親の更新の手続中である。
- ・介護保険を使うにはまず「介護認定」を受け、「介護保険証」に「要支援1」や「要介護3」などの「介護度」が記載される必要がある。また、有効期間があるので、切れる前に再度申請し、認定を取り直さないといけない。
- ・「介護度」ごとに決められた1か月あたりの「持ち点」も記載されている。介護サービスには種類に応じたポイントがあり、1か月に使ったポイントの合計がこの「持ち点」の範囲内なら、費用の1割だけ負担すればよいが、「持ち点」を超えた分は10割負担になる。実際に保険を使うには、契約した支援事業所名が入っていなければならない。
- ・この1割負担などは、「負担割合証」に記載される。収入が多い人は2割負担などになる場合もある。

- ・「負担限度額認定証」は、施設に泊まった時の食事代や部屋代の1日当たりの上限を決めるもので、住民税が非課税で貯金も少ないといった場合に認定される。食事代や部屋代には介護保険が効かないので、施設に入った場合は、これがあるかないかで、自己負担額が相当違う。
- ・父親の場合、ショートステイに行くまでは、月1万7千円ほどだったが、ショートステイに行くようになってからは、食事代や部屋代込みで月7~8万円ほどになった。
- ・母親は今のところ、昼食代込みで月に9千円ほど、2人あわせて、年間約100万円、年収の半分弱が介護費用に回っているというのが現状である。

(2) 財産の把握や管理、相続も見据えた家族信託契約

- ・どの銀行に口座があつて、総額がいくらあるのかなど、全然知らなかったので、通帳やキャッシュカードなどを探すところから始めた。出てきたキャッシュカードの暗証番号が分からないなど、困ったことも多くあった。
- ・銀行や郵便局では、暗証番号は、本人にしか教えてもらえないが、委任状を書いてもらうことで調べてもらうことができた。
- ・現在は、通帳やキャッシュカードをすべて預かり、必要な分だけ、キャッシュカードで出して渡している。また、年金の受領口座やいろいろな引き落とし口座を一元化し、管理しやすいようにし、定期的に記帳をしている。
- ・また、銀行の勧めもあつて、満期になった定期預金で生命保険に加入した。
- ・万一、父親が死亡すれば、預金は下ろせず、不動産も分割することになるため、葬式代はどうするのか、母親が住み続けるのに家はどうなるかなどの疑問が生じた。
- ・去年の勉強会で、仲島司法書士から、「家族信託契約」を締結すれば、本人の代わりをするのが難しいといったことも解消でき、また、家もそのままにできるという話を聞いたので、早速相談し、契約の手続を進めた。
- ・この契約では、「受益者」は父親と母親の両方、契約の終了は父親・母親がともに死亡したとき、終了時に残余財産があれば兄弟で分割するとしており、父親が死亡し、母親だけが残った場合も、家は分割せずにすむということになる。
- ・「受託者としての信託口座」の開設、契約書の「公正証書」化、不動産の「信託登記」などにも、仲島司法書士のお世話になった。

(3) 「Happy100年人生」への今後の期待（提案）

- ・高齢者の4人に1人が認知症になると言われている。本人はもちろん、世話をする家族や子供世代も大変になってくる。そこでまず、多くの住民に知ってもらうため、この勉強会の成果や具体例をもっと「情報発信」すればどうか。
- ・また、健康寿命を伸ばすための筋トレや脳トレ、あるいは食生活の改善など、「介護予防に役立つ各種の企画」をしてはどうか。
- ・さらに、困ったことは、まずは福祉センターに相談し、難しいことは各専門家につなぐ仕組みづくりとして、あんしんすこやかセンターや各支援事業所のケアマネ、あるいは司法書士などとのネットワークづくりを進めてはどうか。
- ・今後とも「Happy100年人生」の、特に実践を兼ねた取り組みをお願いしたい。

6 主な意見・質疑等

- ・「Happy100 年人生」では、これまで様々な勉強をしてきたが、今日のような話は、「よくある話」として、50代・60代の子供世代にも役に立つのではないか。
- ・「成年後見」と「家族信託」の違いは？
 - (仲島司法書士) 成年後見は裁判所が絡むので、自由にお金が使えない場合がある。後見人も他人であり、初期費用のほか、毎年30~40万円の報酬費がかかる。家族信託は当初50万円ほどかかるが、内容はオーダーメイドのものにすることができ、制約がかからない。
- ・「信託口座」をつくるのは難しいのか？
 - (仲島司法書士) 銀行に知られていない。財産も一定以上ないと難しい。今後、広まってくるのではないか。「信託口座」が望ましいが、必ずしも「信託口座」でなくても、分割管理ができればよい。
- ・認知症になると契約できないなら、「家族信託」はできるだけ早くした方がよいのか。
 - (仲島司法書士) その人に判断能力があるかの判定は公証人次第。認知症でも、判断能力があると認められる場合もある。
 - (森川氏) 父親の場合は、公証人に生年月日を聞かれたくらいで、クリアできた。誰もがしなければならないというものでもない。あまり早いと、親の方が子供に管理されるのを嫌がる場合もあるのではないか。
- ・暗証番号の管理はどうすればよいか。
 - (仲島司法書士) 暗号表をつくっておくのも一案
 - (参加者) 親に聞いて携帯に保存している。
 - (森川氏) 調べた番号をメモして持っている。キャッシュカードとは別に保管しているので、このメモが何か他人にはわからない。

以上